

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道空知郡上富良野町

### 2 構造改革特別区域の名称

上富良野町どぶろく特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

北海道空知郡上富良野町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置と地勢

上富良野町（以下「本町」という。）は、北海道のほぼ中央部、東経142度41分25秒、北緯44度32分55秒に位置し、北から東にかけて美瑛町、新得町及び南富良野町、南から西にかけて富良野市及び中富良野町に隣接している。旭川市へ約46km（国道237号利用約1時間）、旭川空港へ約35km（車で約45分）、札幌市へ約140km（国道237、38、12号利用 約3時間、国道237号、道央自動車道利用 約2時間15分）、帯広市へ約136km（国道38、237号利用約2時間45分）の距離にある。

本町の町域は東西24.6km、南北19.0km、面積237.10平方kmで、東に大雪山国立公園大雪山系の十勝岳（2,077m）、西に夕張山地の先端で芦別山塊といわれる山岳地帯、北に両山系の山麓と三面を山岳地帯に囲まれている。南には市街地が開け、市街地を囲んで牧歌的な丘陵地帯とカラマツ林の景観が続き、富良野盆地の平坦部につながっている。

大雪山系の十勝岳連峰を源流とする富良野川、ヌッカクシ富良野川及びべベルイ川などが富良野盆地に向けて流れ、町の北部には日新ダム、日の出ダム及び江幌貯水池がある。

本町は内陸部に位置し、周囲を山に囲まれているため、気温の日格差、月格差が大きい内陸性気候であり、夏の最高平均気温が26℃前後、冬の最低平均気温は-15℃前後となる。年間降雨量は約1,000mm、年間積雪量は平坦部で約1m、山間部では2～3mに達する。

#### (2) 人口と世帯

本町の総人口は、昭和35年の17,101人をピークに年々減少を続けており、現在は11,267人（平成26年11月末、住民基本台帳）となっている。

一方で世帯数は平成17年まで増加傾向にあったが、その後減少に転じ、

現在は5,224世帯で、世帯当たりの人員は2.16人となっている。

また、年齢別人口では、65歳以上の老年人口が増加する一方、15歳未満の年少人口及び15歳から64歳の生産年齢人口は減少し、少子高齢化が進んでいる。

### (3) 産 業

本町の就業人口は、5,929人であり、第1次産業従事者が18.2%、第2次産業従事者が10.9%に対し、第3次産業従事者が70.0%と多い。これは陸上自衛隊の駐屯地があり、公務員の比率が高いためである。

基幹産業の農業は、耕種では麦類、豆類、水稻、甜菜、馬鈴薯の作付けが多く、北海道唯一のホップの産地であるほか、畜産では養豚が盛んであり、「かみふらのポーク」はブランド肉として高い評価を得ている。

商業は、事業所数、従業員数、販売額とも減少傾向で、購買力の町外流出が進んでいる。

また、工業は、製造業では道外企業及びその子会社の工場があり、事業所数はほぼ横ばいだが、従業員数、製造品出荷額等は減少している。

さらに、建設業では、公共事業の減少により請負額が減少している。

一方、観光は、国内では広く知られた富良野美瑛エリア内にあり、ラベンダーの咲く夏を中心に多くの観光客が訪れ、宿泊客数は増加している。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、農業を基幹産業とした町づくりをすすめ、土壌改良などの生産基盤整備やクリーン農業の推進等により、十勝岳の噴火による火山砕屑物が広範囲に存在するハンデを克服しつつ、農業の生産性と農産物の付加価値を高めてきた。しかし、農業従事者の減少、食の安全に対する意識の高まり、環境への配慮など、農業を取り巻く情勢が一層厳しくなる中、消費者ニーズに即した農産物生産、加工・販売まで手掛ける6次産業化、農家民宿等グリーンツーリズムなどによる販路の拡大やリピーターの獲得により、農業者の収益の確保を図ることが求められている。

本計画によって町内産の米を使用したその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）の製造が可能となれば、米生産農家にとり6次産業化の選択肢が増えるとともに、米の産地としての認知度が高まる。

また、新鮮な農産物や「かみふらのポーク」に加え、新たな魅力を持った商品が増えることにより、本町を訪れた観光客の消費を増加させるとともに、濁酒が地域資源として定着すればその購入や飲食を目的に訪れる観光客との交流が一層促進されるため、付加価値の高い農業の展開が可能となる。

さらに主食用、加工用以外に酒造用の米の用途が開発されることにより、

米作付け意欲が刺激され水田面積の維持にも貢献する。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本計画によって製造が可能となる濁酒により、農業の6次産業化を進め、農産物の高付加価値化を促進する。また、濁酒を新たな観光資源としたグリーンツーリズムの魅力を高めることにより、観光客の町内消費増加や誘客が図られ、農業者との交流を一層促進する。

これらにより、本町の基幹産業である農業を活性化させるとともに、効果を観光等の産業に波及させ、地域経済全体の活性化を図ることを目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 農業の活性化

本町では、6次産業化に取り組む農業者が農産物を原料とするジュース、ピクルスなどの加工を行うほか、グループで定期的に農産物を販売する「軽トラ市」開催の取組を進めている。

濁酒の製造を通じ、米の新たな用途が開発されることにより、米の作付け意欲が高まるとともに、濁酒及びその二次加工品の製造など米を使った6次産業化の幅が広がり、農地の維持、農産物の高付加価値化が進む。そして、この動きに触発されて自らの創意工夫で意欲的に農業に取り組む認定農業者が増え、地域農業の活性化が期待できる。

また、濁酒の製造、提供を通じて、米の産地としての認知度が高まるとともに、農業者自らが濁酒を製造することで、消費者の求める「安全・安心」にも応えられ、「かみふらのポーク」とともに「食」のブランドとして確立していくことが期待できる。

### (2) 観光入込客数の増加

本町は、富良野美瑛地域の1市3町1村とともに協議会を設置して広域観光に取り組んでおり、年間約70万人の観光客が本町を訪れるが、主たる観光資源がラベンダーや丘陵景観であることから、観光客の入込は夏季に偏っている。

濁酒が新たな観光資源となれば、グリーンツーリズムだけでなく、景観、体験とともに地域の味覚を楽しむ観光プランに幅をもたせることができ、より多様な提案が可能となる。

また、本町は日本百名山の一山である十勝岳の麓にあり、これまでも登山、バックカントリースキーなどのアウトドアを楽しむ観光客や十勝岳温泉郷への入浴客が多いが、近年はフットパスやサイクルツーリズムの振興を通じ新たな観光客の取り込みにも力を注いでおり、これらの観光客の飲

食や購入も期待できる。

さらに本町では、整備が進む地域高規格道路の建設計画を踏まえ、新たな観光拠点施設の検討を進めることとしており、将来的にはそこで扱う地域特産品の目玉としての活用も考えられる。

これら観光資源としての濁酒の活用により、観光客の来町目的の多様化、来町動機の強化、滞在時間延長、満足度向上が図られ、観光入込客数や観光消費の増加が見込まれる。

### (3) その他地域経済への波及効果

濁酒がもたらす観光入込客数や観光消費の増加は、町外との交流の接点を増やし、他の町内産農産物や6次産業化による加工食品が認知される機会を増す。また、それらを取り扱う商業者、観光業者にとっても売上の増加につながることを期待できる。

このように、本計画の実施は、農業のみの活性化にとどまらず、関連する産業にも経済効果をもたらすとともに、観光入込客数の増加が賑わいを生み、地域社会全体を活性化するものと考えられる。

### ○期待される経済的社会的効果及び数値目標

濁酒の製造を契機として、担い手、観光入込客数の増加が見込まれる。

	平成 25 年度実績	平成 30 年度目標
農家民宿による濁酒製造件数	0 件	2 件
認定農業者数	267 人	270 人
若年層農業従事者	10 人	15 人
観光入込客数	717, 100 人	900, 000 人

\* 若年層：15～34 歳

\* 観光入込客数の目標値は、町観光振興計画による

## 8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

### ※ 別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規則の特例措置の内容

(別紙)

## 1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、農家民宿等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

### (2) 事業が行われる区域

北海道空知郡上富良野町の全域

### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において農家レストランや農家民宿等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは新しい地場製品の創造となり、農業の活性化にもつながるとともに、濁酒製造への取組は農業所得増加の一つの手段となり、濁酒と併せて地元食材を提供することは、地産地消の促進にもつながるものである。

このような民間の自発的な取組が広まることは、特別区域全体の活性化にもつながることから、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対

象とされる。

町は、濁酒の無免許製造を防止するため制度について広く町内に周知するとともに、製造者が酒税法の規定を遵守して製造を行うよう、指導及び支援を行う。